

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

日時 令和6年1月10日（水）

午前9時30分

場所 ホテルガーデンパレス

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 申告書等の控えへの収受日付印の押なつ見直しについて（総務課）

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて、実施時期を検討しておりましたが、令和7年1月から実施することといたします。

令和7年1月からは、申告書等の控えへの収受印の押なつは行いませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 令和6年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について (管理運営部門)

別添1「令和6年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」

令和6年の延滞税、利子税及び還付加算金の割合については、別添1「令和6年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」のとおりです。

(3) ダイレクト納付利用可能金融機関について（管理運営部門）

[別添2「銀行」一覧](#)

[別添3「信用金庫」一覧](#)

ダイレクト納付が利用可能な金融機関について、別添2「『銀行』一覧」及び別添3「『信用金庫』一覧」を添付いたしましたので、ご活用ください。

なお、その他の金融機関については、国税庁ホームページの以下の場所に掲載されておりますので、ご承知おきください。

【掲載場所】

「ホーム」→「税の情報・手続・用紙」→「納税・納税証明書手続」→
「納税に関する総合案内」→「1. 納付手続に関する情報を知りたい方」→
「①国税の納付手続」→「ダイレクト納付」→「ダイレクト納付届出書を書
面で提出可能な金融機関の一覧」

(4) ダイレクト納付の利便性向上について（管理運営部門）

ダイレクト納付につきましては、電子申告と併せてダイレクト納付を行う意思表示を行うことで、法定納期限に自動的に口座引落しを行うようシステム改善が行われる予定ですので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

法定納期限の前日までに申告を行った場合には、納付金額の制限は金融機関ごとの制限（11桁から8桁）ですが、法定納期限当日に電子申告した場合の口座引落しは法定納期限の翌日に行われ、かつ、納付金額に上限※が設けられます。

早期申告をお願いいたします。

※ 国税通則法施行規則附則（経過措置）

令和6年4月1日～令和8年3月31日	一千万円
令和8年4月1日～令和10年3月31日	三千万円
令和10年4月1日～	一億円

（５）「未納国税の納付について（圧着はがき）」の発送について（徴収部門）

国税が未納の納税者に対して、年２回「未納国税の納付について」を送付して定期催告を行っているところです。次の日程で発送しますので、問い合わせ等があった場合には、早期に納付するように納付指導をお願いいたします。

発送日 令和６年１月１９日（金）

（６）所得税の確定申告書の早期提出について（個人課税部門）

確定申告書の提出につきましては、例年、確定申告期限直前に集中する傾向があります。

申告書の早期提出は、納税者にとって還付金の早期受領などの利点がありますので、引き続きe-Tax代理送信による早期提出をお願いいたします。

なお、やむを得ず書面で提出される場合には、完成した申告書から順次提出・郵送いただくなど、申告書の早期提出について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(7) 上柴公民館における税理士無料申告相談について（個人課税部門）

無料申告相談会場に来場される納税者の多くは、マイナンバーカード方式によるスマホ申告が可能な納税者であり、無料申告相談会場でスマホ申告を経験していただくことで、来年以降の自宅からのe-Taxにつながります。

本年につきましては、税理士の先生方にもスマホ申告の対応をしていただくことになりました。納税者の利便性向上のため、また、税務行政のDXの推進のためにも、積極的にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

(8) 相続税e-Taxに関する周知について（資産課税部門）

[別添4「財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合」](#)

[別添5「国税庁ホームページ掲載場所」](#)

国税庁ホームページに別添4「財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合」のリーフレットが掲載されたことから、相続税e-Taxの利用時にご活用ください。

（9）譲渡所得及び贈与税のお知らせはがきの発送について（資産課税部門）

令和6年2月2日（金）に「令和5年分譲渡所得及び贈与税の申告案内のお知らせはがき」の一括発送を予定しておりますので、ご承知おき願います。

（10）居住用の区分所有財産の評価に関する周知について（資産課税部門）

[別添6「『居住用の区分所有財産』の評価が変わりました」](#)

[別添7「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」](#)

[別添8「国税庁ホームページ掲載場所」](#)

令和6年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）の価額は、新たに定められた個別通達（令和5年9月28日付課評2－74ほか1課共同「居住用の区分所有財産の評価について」（法令解釈通達））により評価します。

国税庁ホームページに別添6「『居住用の区分所有財産』の評価が変わりました」及び別添7「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」のリーフレット等が掲載されたことから、納税者等からの相談や居住用の区分所有財産の評価をされる際にご活用ください。

（11）源泉所得税の納付等について（法人課税部門）

1月は毎月納付に加え、納期特例適用者の納付期限となっておりますので、期限内納付について、関与先へのご指導をよろしくお願いいたします。

なお、3月上旬には、納付が確認できなかった源泉徴収義務者の方々に「納付照会はがき」を送付予定ですので、ご承知おき願います。

(12) 電子帳簿保存法に関する「お問い合わせの多いご質問」の掲載について
(法人課税部門・個人課税部門)

国税庁ホームページ「新着情報」に、「電子帳簿保存法に関する『お問い合わせの多いご質問』」が令和5年12月15日から掲載されておりますので、ご活用ください。

(13) 財務諸表データの利用可能文字チェック機能に関する今後の対応について
(法人課税部門)

別添9「財務諸表データの利用可能文字チェック機能に関する今後の対応について（周知依頼）（写）」

別添10「令和6年1月5日（金）以降に、財務諸表データを提出される方へ」

e-Taxにおいては、これまで「e-Taxで使用できない文字」が含まれている財務諸表データが送信された場合、当該財務諸表データと同時に送信された別表等の申告に係るデータについても受信エラーとし、利用者へエラーメッセージが通知される一方で、当該申告に係るデータが申告期限内に提出されていれば、当該エラーにより修正したデータの提出が期限後となった場合であっても、期限内申告として取り扱うこととしていましたが、令和6年1月5日以降は、他の条件により正常に受付できなかった場合と同様に期限後申告として取り扱いますので、ご承知おきください。

(14) メッセージボックスに配信する「消費税及び地方消費税の確定申告について」の表示内容について（法人課税部門）

[別添11「（法人の皆様へ）メッセージボックスに配信する『消費税及び地方消費税の確定申告について』の表示内容に関して」](#)

e-Taxで申告されている法人に対しては、消費税及び地方消費税の申告義務の有無の確認に当たっての参考として、「基準期間の課税売上高」等に関する情報を記載した「消費税及び地方消費税の確定申告について」をメッセージボックスに配信しておりますが、別添11「（法人の皆様へ）メッセージボックスに配信する『消費税及び地方消費税の確定申告について』の表示内容に関して」に記載のとおり、「基準期間の課税売上高（年換算後）」欄に金額が表示されない場合がありますので、ご承知おきください。

なお、今後、適格請求書発行事業者である法人に対しては、当該「基準期間の課税売上高（年換算後）」欄に「適格請求書発行事業者」を表示する予定です。

5 県税事務所からの連絡事項

個人事業税に関する照会文書の送付について

[別添12「個人事業税に関する照会文書の送付について」](#)

6 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

(1) 令和6年度市（町）民税・県民税申告受付について（個人住民税）

令和6年度市（町）民税・県民税申告受付について、各市町において受付会場を開設します。

なお、詳細につきましては、各市町の広報誌、ホームページ等をご確認ください。

また、会場内の混雑緩和のため、時間調整・入場制限・再来場をお願いする場合があります。市（町）民税・県民税申告書は郵送でも提出できますので、ご周知いただきますようお願いいたします。

イ 熊谷市

(イ) 開設期間等

期 間	会 場
2月16日（金）～3月15日（金）	熊谷市役所本庁舎
2月13日（火）～2月16日（金）	大里行政センター
2月19日（月）～2月23日（金）	熊谷文化創造館さくらめいと
2月26日（月）～3月1日（金）	江南行政センター
3月4日（月）～3月11日（月）	妻沼行政センター

(ロ) 受付時間

午前9時から午後3時（さくらめいとは午前9時15分から午後3時）

※ 2月16日（金）大里行政センターは正午まで、2月23日（金）さくらめいとは午後1時まで、3月1日（金）江南行政センターは正午までの受付です。

※ 2月23日（金）、25日（日）を除いて、土・日曜日、祝日は実施しません。

□ 深谷市

（イ）開設期間等

期 間	会 場
1月18日（木）～2月14日（水）	深谷市役所本庁舎（1階東側） ※市県民税申告のみ
2月16日（金）、2月19日（月）	花園公民館
2月20日（火）～2月22日（木） 2月25日（日）～2月27日（火）	幡羅公民館
2月28日（水）～3月1日（金）	岡部公民館
3月4日（月）～3月8日（金） 3月11日（月）、3月12日（火）	南公民館
3月13日（水）～3月15日（金）	川本公民館

(ロ) 受付時間

A 本庁舎 午前 8 時30分から午後 5 時15分 (木曜日は午後 7 時15分)

B 各公民館 午前 9 時から11時、午後 1 時から 4 時

※ 2月25日 (日) を除いて、土・日曜日、祝日は実施しません。

ハ 寄居町

(イ) 開設期間等

期 間	会 場
2月16日 (金) ～ 3月15日 (金)	寄居町役場本庁舎

(ロ) 受付時間

午前 9 時から11時30分、午後 1 時から 3 時30分

※ 2月25日 (日) を除いて、土・日曜日、祝日は実施しません。

(2) 令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)の提出について

(個人住民税)

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)の提出期限が1月31日(水)までとなっています。必要事項を記入の上、個人別明細書と併せてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、新規事業所等におきまして必要となる場合、ご連絡をいただければ送付いたします。また、各市町のホームページからもダウンロードできます。関与先から質問等があった場合にはご指導くださるようお願いいたします。

令和6年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

1 延滞税

区分	令和6年1月1日～
年 7. 3 %部分	年 2. 4 %
年 14. 6 %部分	年 8. 7 %

2 利子税

区分	令和6年1月1日～
利子税（以下を除く）	年 0. 9 %
相続税・贈与税の延納利子税	税務署へお問合せください
相続税・贈与税の 納税猶予に係る 利子税（注）	年 6. 6 %部分 年 0. 8 %
	年 3. 6 %部分 年 0. 4 %

（注）農地等の納税猶予、非上場株式の納税猶予、山林の納税猶予、医療法人の持分についての納税猶予、事業用資産についての納税猶予及び特定美術品についての納税猶予に係る利子税をいう。

3 還付加算金

区分	令和6年1月1日～
還付加算金	年 0. 9 %



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [納税・納税証明書手続](#) / [納税証明書及び納税手続関係](#) / [銀行](#)

銀行

サービス開始（予定）金融機関

令和5年4月3日現在

金融機関名	利用可能預貯金種別	取扱可能金額 桁数	届出から利用開始までのおよ その日数(土・日・祝日等を 除く)	サービス開始(予定) 日 (受付開始(予定) 日)	同一金融機関におけ る複数の預貯金口座 の利用
みずほ銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
三井住友銀行	普通・当座	11桁	30日程度	開始済	利用可
三菱UFJ銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
ゆうちょ銀行	通常預金 (通常貯蓄預金を含む)・振替 口座	8桁	30日程度	開始済	利用可
りそな銀行	普通・当座・納税準備	11桁	30日程度	開始済	利用可
埼玉りそな銀行	普通・当座・納税準備	11桁	30日程度	開始済	利用可
愛知銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
青森銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
秋田銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可
足利銀行	普通・当座	11桁	25日程度	開始済	利用可
阿波銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
池田泉州銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
伊予銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
岩手銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
愛媛銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可
大分銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
大垣共立銀行	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
沖縄銀行	普通・当座	11桁	15日程度	開始済	利用可
沖縄海邦銀行	普通・当座	11桁	15日程度	開始済	—
香川銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
鹿児島銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
神奈川銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
関西みらい銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
北九州銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
北日本銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
京都銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
紀陽銀行	普通・当座・納税準備	11桁	30日程度	開始済	利用可
きらぼし銀行 (旧東京都民銀行の口座)	普通・当座・納税準備	11桁	30日程度	開始済	利用可
きらぼし銀行 (旧八千代銀行の口座)	普通・当座・納税準備	10桁	30日程度	開始済	利用可

きらやか銀行	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
熊本銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
群馬銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
京葉銀行	普通・当座・納税準備	10桁	25日程度	開始済	利用可
高知銀行	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
西京銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
佐賀銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
山陰合同銀行	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
三十三銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
GMOあおぞらネット銀行	普通	11桁	20日程度	開始済	利用可
滋賀銀行	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
四国銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可
静岡銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
静岡中央銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
七十七銀行	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
島根銀行	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
清水銀行	普通・当座・納税準備	10桁	25日程度	開始済	利用可
十八親和銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
十六銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
荘内銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
常陽銀行	普通・当座	11桁	25日程度	開始済	利用可
スルガ銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
仙台銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
大光銀行	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
第四北越銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
大東銀行	普通・当座・納税準備	13桁	15日程度	開始済	利用可
但馬銀行	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
筑邦銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
千葉銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
千葉興業銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
中京銀行	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
中国銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
筑波銀行	普通・当座・納税準備	11桁	30日程度	開始済	利用可
東邦銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
東北銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
東和銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
徳島大正銀行	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
栃木銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
鳥取銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
トマト銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
富山銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
富山第一銀行	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
長野銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
名古屋銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
南都銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
西日本シティ銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
八十二銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
東日本銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
肥後銀行	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
百五銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
百十四銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
広島銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可

福井銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
福岡銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
福岡中央銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
福島銀行	普通・当座	11桁	15日程度	開始済	利用可
福邦銀行	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
豊和銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
北都銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
北洋銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可
北陸銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
北海道銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可
北國銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
みちのく銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
みなと銀行	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
南日本銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
宮崎銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
宮崎太陽銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
武蔵野銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
もみじ銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
山形銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可
山口銀行	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
山梨中央銀行	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
横浜銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可
琉球銀行	普通・当座・納税準備	11桁	25日程度	開始済	利用可

[↑ このページの先頭へ](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)



[ホーム](#) /
 [税の情報・手続・用紙](#) /
 [納税・納税証明書手続](#) /
 [納税証明書及び納税手続関係](#) /
 [信用金庫](#)

信用金庫

サービス開始（予定）金融機関

令和4年9月16日現在

金融機関名	利用可能預貯金種別	取扱可能金額桁数	届出から利用開始までのおよその日数（土・日・祝日等を除く）	サービス開始（予定）日 受付開始（予定）日	同一金融機関における複数の預貯金口座の利用
アイオー信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
愛知信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
会澤信用金庫	普通・当座	8桁	20日程度	開始済	利用可
青い森信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
青木信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
秋田信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
朝日信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
旭川信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
足利小山信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
足立成和信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
阿南信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
網走信用金庫	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
あぶくま信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
尼崎信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
天草信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
奄美大島信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
新井信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
アルプス中央信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
淡路信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
飯田信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
飯塚信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	25日程度	開始済	利用可
石巻信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
石動信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
いちい信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	30日程度	開始済	利用可
一関信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
伊万里信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
上田信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
羽後信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
宇和島信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
永和信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
越前信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可

愛媛信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
遠軽信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	30日程度	開始済	利用可
遠州信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
青梅信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
大分信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大分みらい信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大垣西濃信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大川信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大阪信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大阪厚生信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大阪シティ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大阪商工信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大田原信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大牟田柳川信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
岡崎信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	30日程度	開始済	利用可
おかやま信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
渡島信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
小浜信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
帯広信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
遠賀信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	25日程度	開始済	利用可
鹿児島信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
鹿児島相互信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
柏崎信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
かながわ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
金沢信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
鹿沼相互信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
蒲郡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
亀有信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
加茂信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
烏山信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
唐津信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
川口信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
川崎信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
川之江信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
観音寺信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
北伊勢上野信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
北おおさか信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
北上信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
北群馬信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
北空知信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
北見信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
きのくに信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
吉備信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
岐阜信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
紀北信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
九州ひぜん信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
京都信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
京都中央信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
京都北都信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
桐生信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
釧路信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
熊本信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可

熊本第一信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
熊本中央信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
倉吉信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
呉信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
桑名三重信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	25日程度	開始済	利用可
気仙沼信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
興産信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
興能信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
甲府信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
神戸信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
郡山信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
コザ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
湖東信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
小松川信用金庫	普通・当座・納税準備	7桁	20日程度	開始済	利用可
西京信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
埼玉縣信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
佐賀信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
さがみ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
佐野信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
さわやか信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
佐原信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
三条信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
滋賀中央信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
しずおか焼津信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
しのめ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
芝信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
新発田信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
島田掛川信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
しまなみ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
しまね信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
島根中央信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
上越信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
湘南信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	30日程度	開始済	利用可
城南信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	10日程度	開始済	利用可
城北信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
昭和信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
白河信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
新宮信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
新庄信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	令和2年9月1日 令和2年9月1日	利用可
新湊信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
須賀川信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
巢鴨信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
諏訪信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
静岡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
西武信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
関信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
世田谷信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
瀬戸信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
仙南信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
空知信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
大地みらい信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可

高岡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
高崎信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
高鍋信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
高松信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
高山信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
瀧野川信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
但馬信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
たちばな信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
伊達信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
館林信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
館山信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
多摩信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
玉島信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
但陽信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
筑後信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
知多信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
千葉信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
中栄信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
中南信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
中日信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
銚子信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
津信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
津山信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
鶴岡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
敦賀信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
東栄信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
東奥信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
東京信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
東京三協信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
東京シティ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
東京東信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
東京ベイ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
東春信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
道南つみ街信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
東濃信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
東予信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
徳島信用金庫	普通・当座・納税準備	7桁	20日程度	開始済	利用可
栃木信用金庫	普通・当座・納税準備	7桁	20日程度	開始済	利用可
鳥取信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
砺波信用金庫	普通・当座・納税準備	7桁	20日程度	開始済	利用可
利根郡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
苫小牧信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
富山信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
豊川信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
豊田信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
豊橋信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
長岡信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
長野信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
長浜信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
中兵庫信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
奈良信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
奈良中央信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可

新潟信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
にいかわ信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
西尾信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
西中国信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
西兵庫信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
日新信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
日本海信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
二本松信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	25日程度	開始済	利用可
沼津信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
のとか栄信用金庫	普通・当座・納税準備	7桁	20日程度	開始済	利用可
延岡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
萩山口信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
はくさん信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	令和2年9月7日	利用可
				令和2年9月7日	
幡多信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	30日程度	開始済	利用可
八幡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
花巻信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
浜松磐田信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
播州信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	15日程度	開始済	利用可
半田信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
飯能信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
東山口信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
尾西信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
備前日生信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
日高信用金庫	普通・当座・納税準備	7桁	20日程度	開始済	利用可
備北信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
ひまわり信用金庫	普通・当座	10桁	20日程度	開始済	利用可
氷見伏木信用金庫	普通・当座・納税準備	7桁	20日程度	開始済	利用可
姫路信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
兵庫信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
枚方信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
平塚信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
広島信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
広島みどり信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
福井信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
福岡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
福岡ひびき信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
福島信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	25日程度	開始済	利用可
富士信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
富士宮信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	15日程度	開始済	利用可
碧海信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
北星信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
北門信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
北海道信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
松本信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
三島信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
水沢信用金庫	普通・当座・納税準備	9桁	20日程度	開始済	利用可
水島信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
水戸信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	30日程度	開始済	利用可
宮城第一信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
宮古信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
宮崎第一信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可

村上信用金庫	普通・当座	10桁	20日程度	開始済	利用可
室蘭信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
日黒信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
盛岡信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
杜の都信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
山形信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
大和信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
山梨信用金庫	普通・当座・納税準備	8桁	20日程度	開始済	利用可
結城信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
横浜信用金庫	普通・当座	11桁	20日程度	開始済	利用可
米子信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
米沢信用金庫	普通・当座・納税準備	10桁	20日程度	開始済	利用可
留萌信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可
稚内信用金庫	普通・当座・納税準備	11桁	20日程度	開始済	利用可

[↑ このページの先頭へ](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

国税庁等について

財産取得者（相続人等）が利用者識別番号を持っているか不明な場合、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」に一定の事項を記載し、財産取得者の住所地の所轄税務署にe-Taxで代理送信していただくと、税理士の皆様宛てに当該財産取得者（相続人等）の利用者識別番号を電話にて連絡いたします。

税務署受付用		☐ 法人等・口座振替・ ☐ 納税等 個人にのみ該当するものに $\checkmark$ を付してください。 (平 ー)	
令和 年 月 日	氏名	(電話番号 ー ー)	
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は支店 事務所の所在地	(電話番号 ー ー)	
	フリガナ		
	印		
	(法人の場合) 法人等の名称		
	フリガナ		
出生年月日 年 月 日			
国税徴納法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
届出の内容	開始 ☐ 申告・納税等手続 ① ☒ 暗証番号等の再発行	☐ 税務代理による利用の開始 ☐ 税務代理による利用の取りやめ ☐ 電子証明書の更新等	
変更等	② ☐ 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ ☐ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(10・パスワード方式)の利用の取りやめ (注) 変更する内容に $\checkmark$ を付してください。	☐ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(10・パスワード方式)の利用の開始	
参考事項	相続税申告委任有 税理士への連絡希望	税理士等	(電話番号 ー ー)
受理番号	窓口番	利用者識別番号	
入力年月日	年 月 日	決算期	
通知年月日	年 月 日	電話番号	
通信日付印	年 月 日	(備考)	
		国 付 発	個人 → 源泉、譲渡、債・資産、資料 法人 → 貸 ()

電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載方法

- | | |
|---|---|
| ① | 「暗証番号等の再発行」にレ点 |
| ② | 「参考事項」欄に「 <u>相続税申告委任有</u> 」及び「 <u>税理士への連絡希望</u> 」と入力 |
| ③ | e-Taxで代理送信

(注) 1 e-Taxソフト又は民間ソフト（国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等）を使用して代理送信してください。
2 「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。 |

➤ 後日、「税理士等」欄に記載された電話番号宛てに利用者識別番号を連絡いたします。

- ※ 1 財産取得者（相続人等）へは、既存の利用者識別番号と仮暗証暗号が記載された通知書を通知（郵送）いたします。
- ※ 2 利用者識別番号が無い又は廃止されている場合は、その旨を税理士の皆様宛に連絡いたします。
- ※ 3 利用者識別番号が無い又は廃止されている場合は、e-Taxの『開始届出書』を別途提出してください。

※1 財産取得者（相続人等）へは、既存の利用者識別番号と仮暗証暗号が記載された通知書を通知（郵送）いたします。

※2 利用者識別番号が無い又は廃止されている場合は、その旨を税理士の皆様宛に連絡いたします。

※3 利用者識別番号が無い又は廃止されている場合は、e-Taxの『開始届出書』を別途提出してください。

○掲載場所


NATIONAL TAX AGENCY

[▶ 本文へ](#)
[▶ English](#)
[▶ 読み上げ・文字拡大](#)
[▶ 使用方法](#)
[▶ 利用者別に調べる](#)
[▶ サイトマップ](#)

[▶ 音声読み上げツール起動](#)

ホーム	税の情報・手続・用紙	刊行物等	法令等	お知らせ	国税庁等について
---------------------	----------------------------	----------------------	---------------------	----------------------	--------------------------

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [税目別情報](#) / [相続税・贈与税](#)
[/ 相続税e-Tax（電子申告）に関するリーフレット](#)

相続税e-Tax（電子申告）に関するリーフレット

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

税理士の皆さまへ

相続税e-Tax（電子申告）のメリットや税理士の皆さまが代理送信する場合のQ&A、イメージデータで提出可能な添付書類などについてはこちらをご覧ください。

- 税理士の皆さまへ「相続税申告はe-Taxをご利用ください」（PDF/826KB）（令和5年6月）
- 相続税申告書の代理送信等に関するQ&A（PDF/1,085KB）（令和5年6月）
- イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）（PDF/311KB）
- 「財産取得者（相続税等）の利用者識別番号が不明な場合」変更等届出書の記載例（PDF/466KB）

相続税申告をされる皆さまへ

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
 - 所得税（確定申告書等作成コーナー）
 - タックスアンサー（よくある税の質問）
 - 税の相談
 - 税目別情報
 - 路線価図・評価倍率表
 - 災害関連情報
 - 国際税務関係情報
 - 税についての上手な調べ方
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

いわゆる「分譲マンション」

「居住用の区分所有財産」の評価が変わりました

令和6年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）の価額は、新たに定められた個別通達※により評価します。

※ 令和5年9月28日付課評2-74ほか1課共同「居住用の区分所有財産の評価について」（法令解釈通達）



I 「居住用の区分所有財産」の評価方法の概要

1 概要

居住用の区分所有財産（一室の区分所有権等）^{（注1）}の価額は、次の算式のとおり評価します。ただし、下記2に掲げるものについては、この個別通達の適用はありません。

（注1） 「居住用の区分所有財産（一室の区分所有権等）」とは、一棟の区分所有建物（区分所有者が存する家屋で、居住の用に供する専有部分^{（注2）}のあるものをいいます。以下同じです。）に存する居住の用に供する専有部分^{（注2）}一室に係る区分所有権（家屋部分）及び敷地利用権（土地部分）をいいます。以下同じです。

（注2） 「居住の用に供する専有部分」とは、一室の専有部分について、構造上、主として居住の用途に供することができるものをいい、原則として、登記簿上の種類に「居宅」を含むものがこれに該当します。以下同じです。

【算式（自用の場合）】

価額 = 区分所有権の価額（①） + 敷地利用権の価額（②）

① 従来の区分所有権の価額※ × 区分所有補正率（次ページⅡ3参照）

※ 家屋の固定資産税評価額 × 1.0

② 従来の敷地利用権の価額※ × 区分所有補正率（次ページⅡ3参照）

※ $\frac{\text{路線価を基とした1㎡当たりの価額} \times \text{地積}}{\left(\frac{\text{固定資産税評価額}}{\text{評価倍率}} \right)} \times \text{敷地権の割合（共有持分の割合）}$

なお、居住用の区分所有財産が貸家及び貸家建付地である場合のその貸家及び貸家建付地の評価並びに小規模宅地等の特例の適用については、この個別通達の適用後の価額（上記①及び②の価額）を基に行うこととなります。

2 この個別通達の適用がないもの

- ・ 構造上、主として居住の用途に供することができるもの以外のもの（事業用のテナント物件など）
- ・ 区分建物の登記がされていないもの（一棟所有の賃貸マンションなど）
- ・ 地階（登記簿上「地下」と記載されているものをいいます。以下同じです。）を除く総階数が2以下のもの（総階数2以下の低層の集合住宅など）
- ・ 一棟の区分所有建物に存する居住の用に供する専有部分一室の数が3以下であって、その全てを区分所有者又はその親族の居住の用に供するもの（いわゆる二世帯住宅など）
- ・ たな卸商品等に該当するもの

（注） 借地権付分譲マンションの敷地の用に供されている「貸宅地（底地）」の評価をする場合などにも、この個別通達の適用はありません。

Ⅱ 「区分所有補正率」の計算方法

区分所有補正率は、「1 評価乖離率」、「2 評価水準」、「3 区分所有補正率」の順に、以下のとおり計算します。

1 評価乖離率

$$\text{評価乖離率} = A + B + C + D + 3.220$$

A・・・一棟の区分所有建物の築年数[※] × △0.033

※ 建築の時から課税時期までの期間（1年未満の端数は1年）

B・・・一棟の区分所有建物の総階数指数[※] × 0.239（小数点以下第4位切捨て）

※ 総階数（地階を含みません。）を33で除した値（小数点以下第4位切捨て、1を超える場合は1）

C・・・一室の区分所有権等に係る専有部分の所在階[※] × 0.018

※ 専有部分がその一棟の区分所有建物の複数階にまたがる場合（いわゆるメゾネットタイプの場合）には、階数が低い方の階
なお、専有部分の所在階が地階である場合には、零階とし、Cの値は零

D・・・一室の区分所有権等に係る敷地持分狭小度 × △1.195（小数点以下第4位切上げ）

$$\begin{array}{l} \text{敷地持分狭小度} \\ \text{（小数点以下第4位切上げ）} \end{array} = \text{敷地利用権の面積}^{\ast} \div \text{専有部分の面積（床面積）}$$

※ 敷地利用権の面積は、次の区分に応じた面積（小数点以下第3位切上げ）

① 一棟の区分所有建物に係る敷地利用権が敷地権である場合

一棟の区分所有建物の敷地の面積 × 敷地権の割合

② 上記①以外の場合

一棟の区分所有建物の敷地の面積 × 敷地の共有持分の割合

（注） 評価乖離率が零又は負数の場合には、区分所有権及び敷地利用権の価額は評価しない（評価額を零とする。）こととしています（敷地利用権については、下記3（注）の場合を除きます。）。

2 評価水準

$$\text{評価水準（評価乖離率の逆数）} = 1 \div \text{評価乖離率}$$

3 区分所有補正率

区 分	区分所有補正率
評価水準 < 0.6	評価乖離率 × 0.6
0.6 ≤ 評価水準 ≤ 1	補正なし（従来の評価額で評価）
1 < 評価水準	評価乖離率

（注） 区分所有者が一棟の区分所有建物に存する全ての専有部分及び一棟の区分所有建物の敷地のいずれも単独で所有している場合には、敷地利用権に係る区分所有補正率は1を下限とします（区分所有権に係る区分所有補正率には下限はありません。）。

○ 区分所有補正率は、国税庁ホームページに掲載している「[居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書](#)」により簡便に計算することができます。

Ⅲ 居住用の区分所有財産の評価額の計算例

【1 事例の概要】

相 続 開 始 日：令和6（2024）年7月1日

法 定 相 続 人：妻、子2人

相続税がかかる財産：居住用の区分所有財産（自用）^{（注）}、有価証券1,200万円、預貯金3,000万円
債務・葬式費用：2,319,400円

（注）居住用の区分所有財産に関する事項は、次のとおりです。

種 類：居宅 **①**

築 年 数：15年（平成22（2010）年4月1日
～令和6（2024）年7月1日） **②**

総 階 数：11階 **③**

所 在 階：3階 **④**

専有部分の面積：59.69㎡ **⑤**

敷地の面積：3,630.30㎡ **⑥**

敷地権の割合：1150000分の6319 **⑦**

敷地利用権の面積※：19.95㎡

従来の区分所有権の価額：5,000,000円

従来の敷地利用権の価額：10,000,000円

※ 敷地利用権の面積は、次により計算します。

$$\begin{aligned} & \text{（敷地の面積⑥）} \quad \text{（敷地権の割合⑦）} \\ & 3,630.30 \text{ ㎡} \times \frac{6,319}{1,150,000} \\ & = 19.95 \text{ ㎡} \end{aligned}$$

《居住用の区分所有財産の登記事項証明書》

表 題 部（一棟の建物の表示）			調製	余白	所在番番号	余白
所 在	●●●一丁目 1234番地				余白	
建物の名称	●●●マンション				余白	
① 構 造	② 床 面 積 m ²			原因及びその日付【登記の日付】		
鉄筋コンクリート造陸上 併地下1階付11階建	③	1階	1100.07	[平成22年4月18日]		
		2階	1100.07			
		3階	1100.07			
(中略)						
		11階	1100.07			
		地下1階	65.92			
表 題 部（敷地権の目的である土地の表示）						
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地目	④ 地 積 m ²	登 記 の 日 付		
1	●●●一丁目 1234番	宅地	⑥ 3630.30	平成22年4月18日		
表 題 部（専有部分の建物の表示）					不動産番号	1234567890123
家屋番号	●●●一丁目 1234番の301			余白		
建物の名称	301			余白		
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 ⑤ m ²		原因及びその日付【登記の日付】		
居宅 ①	鉄筋コンクリート造1 階建	④	3階部分 59.69	平成22年4月1日新築 ② [平成22年4月18日]		
表 題 部（敷地権の表示）						
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合		原因及びその日付【登記の日付】		
1	所有権	⑦	1150000分の6319	平成22年4月1日敷地権 [平成22年4月18日]		

【2 居住用の区分所有財産の評価額の計算】

(1) 評価乖離率

$$\begin{aligned} \text{評価乖離率} &= A + B + C + D + 3.220 \\ &= 2.457 \end{aligned}$$

(2) 評価水準

$$\begin{aligned} \text{評価水準} &= 1 \div 2.457 \\ &= 0.4070004070\cdots \end{aligned}$$

(3) 区分所有補正率

$$\begin{aligned} \text{評価水準 (0.4070004070\cdots)} &< 0.6 \\ \text{区分所有補正率} &= \text{評価乖離率} \times 0.6 \\ &= 2.457 \times 0.6 \\ &= 1.4742 \end{aligned}$$

<A～Dの計算>

① Aの計算

$$A = 15 \text{ 年} \times \triangle 0.033 = \triangle 0.495$$

② Bの計算

$$\begin{aligned} \text{総階数指数} &= 11 \text{ 階} \div 33 = 0.333 \\ B &= 0.333 \times 0.239 = \underline{0.079} \end{aligned}$$

③ Cの計算

$$C = 3 \text{ 階} \times 0.018 = \underline{0.054}$$

④ Dの計算

$$\begin{aligned} \text{敷地持分狭小度} &= 19.95 \text{ ㎡} \div 59.69 \text{ ㎡} \\ &= 0.335 \\ D &= 0.335 \times \triangle 1.195 = \triangle 0.401 \end{aligned}$$

【区分所有権の価額】

$$\begin{array}{rcl} \text{（従来の区分所有権の価額）} & \text{（区分所有補正率）} & \text{（区分所有権の価額）} \\ 5,000,000 \text{ 円} & \times 1.4742 & = 7,371,000 \text{ 円} \end{array}$$

【敷地利用権の価額】

$$\begin{array}{rcl} \text{（従来の敷地利用権の価額）} & \text{（区分所有補正率）} & \text{（敷地利用権の価額）} \\ 10,000,000 \text{ 円} & \times 1.4742 & = 14,742,000 \text{ 円} \end{array}$$

【参考：相続税の総額の計算】

(1) 小規模宅地等の特例^(注) 適用後の敷地利用権の価額

(敷地利用権の価額)

(課税価格の計算に当たって減額される金額)

$$14,742,000\text{円} - \left(14,742,000\text{円} \times \frac{80}{100} \right) = 2,948,400\text{円}$$

(注) 相続税の計算において、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合が減額されます。例えば、被相続人の居住の用に供されていた宅地を被相続人の配偶者が取得した場合には、その宅地のうち330㎡までの部分についてその評価額の80%が減額されます。詳しくは、国税庁ホームページの[タックスアンサー「No.4124 相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例（小規模宅地等の特例）」](#)をご参照ください。

(2) 課税価格の計算

単位 (円)

法 定 相 続 人			妻	子	子	合 計
相続税が かかる財産	居 住 用 の	区分所有権	7,371,000	－	－	10,319,400
		区分所有財産 敷地利用権	2,948,400			
	有価証券		9,000,000	1,500,000	1,500,000	12,000,000
	預貯金		15,000,000	7,500,000	7,500,000	30,000,000
債務・葬式費用			2,319,400	－	－	2,319,400
課税価格			32,000,000	9,000,000	9,000,000	50,000,000

(3) 課税遺産総額の計算

$$\text{課税価格の合計額 } 50,000,000\text{円} - \text{遺産に係る基礎控除額 } 48,000,000\text{円}^{(注)} = 2,000,000\text{円}$$

(注) 遺産に係る基礎控除額は、 $3,000,000\text{円} + (600,000\text{円} \times \text{法定相続人の数})$ の算式で計算します。

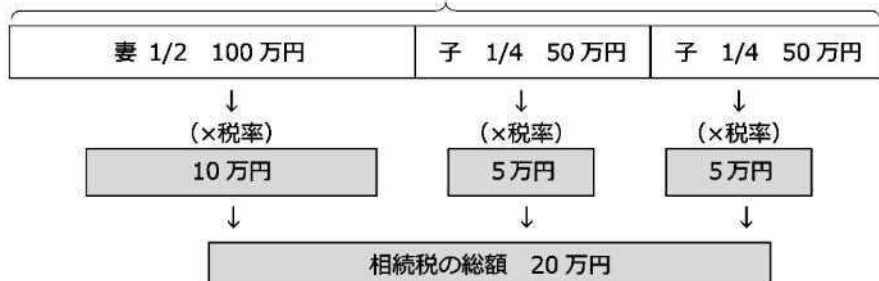
(4) 相続税の総額の計算

課税遺産総額200万円を法定相続分（「法定相続人の数」に応じた相続分）であん分し、あん分したそれぞれの金額に税率^(注)を掛けて税額を計算します。

なお、計算したそれぞれの税額を合計した金額が相続税の総額となります。

(注) 税率については、国税庁ホームページの[タックスアンサー「No.4155 相続税の税率」](#)をご参照ください。

課税遺産総額 (200万円)



○ 相続税の総額の計算をした後、各人の納付すべき相続税額の計算をする必要があります。計算の概要については、国税庁ホームページの[タックスアンサー「No.4152 相続税の計算」](#)をご参照ください。

- このパンフレットは、令和5年11月1日現在の法令等に基づいて作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、タックスアンサー（よくある税の質問）など、相続税や贈与税の情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。

令和5年11月



税務署

この社会あなたの税がいきている

居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

(住 居 表 示)	(
所 在 地 番	
家 屋 番 号	

(令和六年一月一日以降用)

区 分 所 有 補 正 率 の 計 算	A	① 築年数 (注1)			①×△0.033
		年			
	B	② 総階数 (注2)	③ 総階数指数 (②÷33) (小数点以下第4位切捨て、1を超える場合は1)		③×0.239 (小数点以下第4位切捨て)
		階			
	C	④ 所在階 (注3)			④×0.018
		階			
	D	⑤ 専有部分の面積	⑥ 敷地の面積	⑦ 敷地権の割合 (共有持分の割合)	
		m ²	m ²	_____	
		⑧ 敷地利用権の面積 (⑥×⑦) (小数点以下第3位切上げ)	⑨ 敷地持分狭小度 (⑧÷⑤) (小数点以下第4位切上げ)		⑨×△1.195 (小数点以下第4位切上げ)
		m ²			
備 考	⑩ 評価乖離率 (A + B + C + D + 3.220)				
	⑪ 評 価 水 準 (1 ÷ ⑩)				
	⑫ 区 分 所 有 補 正 率 (注4・5)				

- (注1) 「① 築年数」は、建築の時から課税時期までの期間とし、1年未満の端数があるときは1年として計算します。
- (注2) 「② 総階数」に、地階(地下階)は含みません。
- (注3) 「④ 所在階」について、一室の区分所有権等に係る専有部分が複数階にまたがる場合は階数が低い方の階とし、一室の区分所有権等に係る専有部分が地階(地下階)である場合は0とします。
- (注4) 「⑫ 区分所有補正率」は、次の区分に応じたものになります(補正なしの場合は、「⑫ 区分所有補正率」欄に「補正なし」と記載します。)。

区 分	区 分 所 有 補 正 率※
評 価 水 準 < 0.6	⑩ × 0.6
0.6 ≤ 評 価 水 準 ≤ 1	補正なし
1 < 評 価 水 準	⑩

- ※ 区分所有者が一棟の区分所有建物に存する全ての専有部分及び一棟の区分所有建物の敷地のいずれも単独で所有(以下「全戸所有」といいます。)している場合には、敷地利用権に係る区分所有補正率は1を下限とします。この場合、「備考」欄に「敷地利用権に係る区分所有補正率は1」と記載します。
- ただし、全戸所有している場合であっても、区分所有権に係る区分所有補正率には下限はありません。
- (注5) 評価乖離率が0又は負数の場合は、区分所有権及び敷地利用権の価額を評価しないこととしていますので、「⑫ 区分所有補正率」欄に「評価しない」と記載します(全戸所有している場合には、評価乖離率が0又は負数の場合であっても、敷地利用権に係る区分所有補正率は1となります。)。

○掲載場所



その他

- ・ [「居住用の区分所有財産」の評価が変わりました（令和5年11月）（PDF/625KB）](#)
- ・ [民法の改正（成年年齢引下げ）に伴う贈与税・相続税の改正のあらまし（令和4年4月）（令和5年6月改訂）（PDF/175KB）](#)
- ・ [贈与資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）（令和4年12月）（PDF/1,001KB）](#)
- ・ [「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート\(PDF/187KB\)](#)
- ・ [「地積規模の大きな宅地の評価」が新設されました（平成29年10月）\(PDF/376KB\)](#)
- ・ [相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（平成27年1月1日施行）](#)
- ・ [年金の方法により支払を受ける保険金の支払請求権（受給権）の相続税法上の評価の取扱いの変更について（平成26年9月29日）](#)
- ・ [相続税法における民法第900条第4号ただし書前段の取扱いについて（平成25年8月4日付最高裁判](#)



B2 財産評価関係

手続名称

※ [東日本大震災関係](#)

- B2-1 [取引相場のない株式（出資）の評価明細書](#)
- B2-2 [特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書](#)
- B2-3 [上場株式の評価明細書](#)
- B2-4 [登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書](#)
- B2-5 [土地及び土地の上に存する権利の評価明細書](#)
- B2-6 [居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書](#)
- B2-7 [配偶者居住権等の評価明細書](#)

写

課 法 8 - 26

令和5年10月25日

日本税理士会連合会

会長 太田 直樹 様

国税庁課税部

法人課税課長 江崎 純子

**財務諸表データの利用可能文字チェック機能
に関する今後の対応について（周知依頼）**

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、令和5年5月22日にリリースした「e-Taxの財務諸表データの利用可能文字チェック機能」により、e-Taxで使用できない文字（例：一部の文字種における半角カナ）が含まれている財務諸表データが送信された場合、他のXML帳票（別表や勘定科目内訳書等）と同様に受信エラーとした上で、利用者の方にエラーメッセージが通知されるよう改修を行っております。

また、システム改修による混乱を避けるため、リリース日以降、期限内に申告に係るデータが提出されていれば、当該エラーにより修正したデータの提出が期限後となった場合であっても、期限内申告として取り扱う対応（以下「本件対応」という。）をしているところです。

本件対応については、税務申告ソフト等を開発しているベンダー各社のシステムの改修状況を踏まえた結果、令和6年1月4日をもって終了し、令和6年1月5日以降は、当該エラーにより修正したデータの提出が期限後となった場合、従来どおり、期限後申告として取り扱うこととしました。

上記の内容について、別添（令和5年10月25日付でe-Taxホームページに掲載済み）を貴会ホームページの「お知らせ」に掲載の上、周知いただきますようお願い申し上げます。

連絡先：国税庁課税部法人課税課
電 話：03-3581-4161
担 当：山内・与那嶺（内線 3563・3582）

(別 添)

○ e-Tax ホームページ (抜粋)

お知らせ

掲載日：令和5年10月25日

令和6年1月5日(金)以降に、財務諸表データを提出される方へ

令和5年5月22日から送信された財務諸表データに「e-Taxで使用できない文字」が含まれていた場合は、送信データを正常に受け付けることができないため、受信通知にエラーメッセージ（「HUBH001E:送信されたデータ形式では読み取ることはできません。」）を表示し、再送信をお願いしています。

これまで、国税庁では、当エラーにより正常に受け付けできなかった納税者の方に対しては、申告期限内に申告に係るデータが提出されている場合に限り、修正したデータの送信が期限後になった場合でも、期限内申告として取り扱っておりました。

当エラーについて、システムリリースから一定期間が経過しましたので、上記の取り扱いを終了し、令和6年1月5日（金）以降は、他の条件により正常に受付できなかった場合と同様に期限後申告として取り扱いますのでご注意ください。

なお、受信通知に当エラーメッセージが表示された場合は、よくある質問「「送信されたデータ形式では読み取ることはできません。」というメッセージが受信通知に表示されました。どうすればいいですか。」」をご確認の上、再送信をお願いします。

内容	令和6年1月4日まで	令和6年1月5日から
「e-Taxで利用できない文字」が含まれていた財務諸表データのエラー修正が期限後になった場合の取り扱い。	期限内申告	期限後申告

お知らせ

掲載日：令和5年10月25日

令和6年1月5日(金)以降に、財務諸表データを提出される方へ

令和5年5月22日から送信された財務諸表データに「e-Taxで使用できない文字」が含まれていた場合は、送信データを正常に受け付けることができないため、受信通知にエラーメッセージ（「HUBH001E:送信されたデータ形式では読み取ることはできません。」）を表示し、再送信をお願いしています。

これまで、国税庁では、当エラーにより正常に受け付けできなかった納税者の方に対しては、申告期限内に申告に係るデータが提出されている場合に限り、修正したデータの送信が期限後になった場合でも、期限内申告として取り扱っておりました。当エラーについて、システムリリースから一定期間が経過しましたので、上記の取扱いを終了し、**令和6年1月5日（金）以降は、他の条件により正常に受付できなかった場合と同様に期限後申告として取り扱いますのでご注意ください。**

なお、受信通知に当エラーメッセージが表示された場合は、よくある質問「[「送信されたデータ形式では読み取ることができません。」というメッセージが受信通知に表示されました。どうすればいいですか。」](#)をご確認の上、再送信をお願いします。

内容	令和6年1月4日まで	令和6年1月5日から
「e-Taxで利用できない文字」が含まれていた財務諸表データのエラー修正が期限後になった場合の取り扱い。	期限内申告	期限後申告

お知らせ

掲載日：令和5年12月13日

(法人の皆様へ) メッセージボックスに配信する
「消費税及び地方消費税の確定申告について」の表示内容に関して

e-Taxで申告されている法人の皆様に対しては、お知らせとして、決算月の翌月中旬頃に「消費税及び地方消費税の確定申告について」をメッセージボックスに配信しているところです。

このお知らせの中には、法人の皆様への消費税及び地方消費税の申告義務の有無の確認に当たっての参考として、消費税及び地方消費税の届出に関する事項や「基準期間の課税売上高」に関する情報を記載しております。

今後、インボイス制度の開始に伴い、事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高の金額にかかわらず、登録の効力が失われない限り「課税事業者」となることから、令和5年8月15日（火）以降、適格請求書発行事業者である法人の皆様への「消費税及び地方消費税の確定申告について」に関しては、「基準期間の課税売上高（年換算後）」欄に金額が表示されない場合があります。

今後、適格請求書発行事業者である法人の皆様への「消費税及び地方消費税の確定申告について」に関しては、「基準期間の課税売上高（年換算後）」欄に「適格請求書発行事業者」を表示することを予定しています。

次の方については、恐れ入りますが、貴法人の基準期間の確定申告書から課税売上高をご確認いただくようお願いします。

- 「簡易課税」の適用に当たり、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることを確認する方
- 「2割特例」の適用に当たり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることを確認する方

イメージ

[illegible]

拡大表示

令和 6 年 1 月 10 日
埼玉県熊谷県税事務所

個人事業税に関する照会文書の送付について

1 不動産照会

不動産貸付収入及び駐車場貸付収入がある方の個人事業税額算出にあたっては、貸付物件の種類や件数等を把握する必要があります。

そこで、令和 5 年分の貸付状況を確認するため、照会文書により「不動産の賃貸状況明細書」の提出をお願いします。

2 医業照会

医師、歯科医師、柔道整復師等を業とする方の個人事業税算出にあたっては、社会保険診療の収入額や自由診療の収入額等を把握する必要があります。

そこで、令和 5 年分の収入額等を確認するため、照会文書により「社会保険診療等に係る収入金額等の明細書」の提出をお願いします。

3 照会の根拠規定

地方税法第 72 条の 55 第 4 項及び埼玉県税条例第 31 条の 10 第 3 項

4 回答期限等

(1) 照会文書発送予定日 令和 6 年 2 月 1 日 (木)

(2) 回 答 期 限 令和 6 年 3 月 22 日 (金)

5 問合せ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第二担当 (個人事業税担当)

電話：048-523-0475

(宛先) _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所(居所) _____

(フリガナ) 氏 名 _____ 電話番号 _____

病院または診療所 所 在 地 _____ 電話番号 _____

名 称 _____

開業税理士 _____ 電話番号 _____

○ 年分 社会保険診療等に係る収入金額等の明細書

収 入 金 額	社会保険等診療分	円
	社会保険診療分以外の診療分(自由診療分)	円
	雑収入(医療等に付随して生じた診療分以外の収入)	円
	合計(確定申告における医療の収入金額合計と一致することに留意してください。)	円

所 得 金 額 (青色申告者の方は青色申告特別控除額の控除後の所得金額)	円
専従者給与(控除)額	円
事業用資産の譲渡損失など (様目)	円

所得税で青色申告をしましたか	1:はい(医療等の所得からの青色申告特別控除額 10万円・55万円・65万円・)	円	2:いいえ
年の途中で開業または廃業をしましたか	1:はい(開業または廃業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)	円	2:いいえ

医療または歯科医療を営む方は、記入してください。

所得税の確定申告で租税特別措置法第26条の規定(社会保険診療報酬の所得計算の特例)を選択しましたか。	1:した	2:しない
--	------	-------

(お問い合わせ番号) _____)